# 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 北海道財務局長

【提出日】 平成27年12月7日

【会社名】 株式会社サッポロドラッグストアー

【英訳名】 SAPPORO DRUG STORE CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 富山浩樹

【本店の所在の場所】 札幌市北区太平三条一丁目2番18号

【電話番号】 011-771-8100 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 高野御朗

【最寄りの連絡場所】 札幌市北区太平三条一丁目 2番18号

【電話番号】 011-771-8100 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 高 野 徹 朗

【届出の対象とした募集(売出)有価証 株式

券の種類】

【届出の対象とした募集(売出)金額】 一般募集

1,871,772,500円

オーバーアロットメントによる売出し

294,498,750円

(注) 1 募集金額は、発行価額の総額であり、平成27年11月27日 (金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株 式の終値を基準として算出した見込額であります。

ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成27年11月27日 (金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株 式の終値を基準として算出した見込額であります。

EDINET提出書類 株式会社サッポロドラッグストアー(E03419) 有価証券届出書(組込方式)

【安定操作に関する事項】

- 1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人札幌証券取引所でありますが、これらのうち主たる安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

# 第一部 【証券情報】

# 第1【募集要項】

# 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	650,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

- (注) 1 平成27年12月7日(月)開催の取締役会決議によります。
  - 2 本募集(以下「一般募集」という。)にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から97,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
    - オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
  - 3 一般募集とは別に、平成27年12月7日(月)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式97,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
  - 4 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
  - 5 振替機関の名称及び住所 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

# 2 【株式募集の方法及び条件】

平成27年12月14日(月)から平成27年12月17日(木)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

## (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額 (円)	資本組入額の総額 (円)
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集	650,000株	1,871,772,500	935,886,250
計 (総発行株式)	650,000株	1,871,772,500	935,886,250

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
  - 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
  - 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される 資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上 げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じ た額とします。
  - 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成27年11月27日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	発行価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未)1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、	未定 (注) 1、 2	未定 (注) 1	100株	自 平成27年12月18日(金) 至 平成27年12月21日(月) (注) 3	1 株につ き発行価 格金額	平成27年12月25日(金) (注) 3

- (注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成27年12月14日(月)から平成27年12月17日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。
  - 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]http://www.sapporo-drug.co.jp/ir/irnews/)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。
  - 2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
  - 3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成27年12月11日(金)から平成27年12月17日(木)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成27年12月14日(月)から平成27年12月17日(木)までを予定しております

したがいまして、

発行価格等決定日が平成27年12月14日(月)の場合、申込期間は「自 平成27年12月15日(火) 至 平成27年12月16日(水)」、払込期日は「平成27年12月22日(火)」

発行価格等決定日が平成27年12月15日(火)の場合、申込期間は「自 平成27年12月16日(水) 至 平成27年12月17日(木)」、払込期日は「平成27年12月22日(火)」

発行価格等決定日が平成27年12月16日(水)の場合、申込期間は「自 平成27年12月17日(木) 至 平成27年12月18日(金)」、払込期日は「平成27年12月24日(木)」

発行価格等決定日が平成27年12月17日(木)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますのでご注意下さい。

- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 6 申込証拠金には、利息をつけません。

7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。したがいまして、

発行価格等決定日が平成27年12月14日(月)の場合、受渡期日は「平成27年12月24日(木)」発行価格等決定日が平成27年12月15日(火)の場合、受渡期日は「平成27年12月24日(木)」発行価格等決定日が平成27年12月16日(水)の場合、受渡期日は「平成27年12月25日(金)」発行価格等決定日が平成27年12月17日(木)の場合、受渡期日は「平成27年12月28日(月)」

となりますのでご注意下さい。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

## (3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地		
株式会社北海道銀行 北栄支店	札幌市東区北四十二条東七丁目1番2号		
株式会社北洋銀行 篠路支店	札幌市北区篠路三条四丁目 1 番40号		
株式会社みずほ銀行 札幌支店	札幌市中央区北三条西三丁目 1 番44号		

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

# 3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	487,500株	1 買取引受けによりま す。 2 引受人は新株式払込
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	110,500株	金として、払込期日 に払込取扱場所へ発 行価額と同額を払込
三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	32,500株	むことといたします。 す。 3 引受手数料は支払わ
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	19,500株	れません。ただし、 一般募集における価 額(発行価格)と発 行価額との差額は引 受人の手取金となり ます。
計		650,000株	

# 4 【新規発行による手取金の使途】

# (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)		
1,871,772,500	16,000,000	1,855,772,500		

- (注) 1 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。 また、消費税等は含まれておりません。
  - 2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成27年11月27日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社 普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,855,772,500円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の 手取概算額上限278,765,875円と合わせ、手取概算額合計上限2,134,538,375円について、平成29年2月15日まで に、インバウンド向け店舗(訪日観光外国人を対象とした免税店舗)4店舗を含む当社の新規出店に係る設備投 資資金(最大1,831百万円)に充当する予定であります。なお、残額が生じた場合には、平成29年2月15日までに 返済期限を迎える金融機関からの借入金の返済資金に充当する予定であります。

また、増資資金につきましては、具体的な充当時期までは、当社預金口座にて適切に管理いたします。

なお、当社グループの設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

# 第2【売出要項】

# 1 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	97,500株	294,498,750	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号 野村證券株式会社

オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主 幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から97,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであ ります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況 により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。 オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事 項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。 今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の 手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引 手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる 売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事 項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書 の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] http://www.sapporo-drug.co.jp/ir/irnews/) (新聞等)で公表いたします。また、発行価格等が決定され る前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されま す。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される 事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公 表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成27年11月27日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

# 2 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格 (円)		申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及 び氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自至	平成27年12月18日(金) 平成27年12月21日(月) (注) 1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店		

- (注) 1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。
  - 2 株式の受渡期日は、平成27年12月28日(月)( )であります。

ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同一といたします。

- 3 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 4 申込証拠金には、利息をつけません。
- 5 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。 社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口 座での振替えにより行われます。

# 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から 97,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出し (オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、97,500株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数 であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成27年12月7日(月)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式97,500株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を、平成28年1月19日(火)を払込期日として行うことを決議しております。(注)1

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成28年1月12日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注)2)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) 1 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

(1) 募集株式の種類及び数

当社普通株式 97,500株

(2) 払込金額の決定方法

発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。

(3) 増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(4) 割当先

(5) 申込期間(申込期日)

(6) 払込期日

(7) 申込株数単位

野村證券株式会社

平成28年1月18日(月) 平成28年1月19日(火)

100株

# 2 シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成27年12月14日(月)の場合、「平成27年12月17日(木)から平成28年1月12日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成27年12月15日(火)の場合、「平成27年12月18日(金)から平成28年1月12日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成27年12月16日(水)の場合、「平成27年12月19日(土)から平成28年1月12日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成27年12月17日(木)の場合、「平成27年12月22日(火)から平成28年1月12日(火)までの間」

となります。

# 2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である株式会社トミーコーポレーション、富山睦浩、富山浩樹及び富山光惠は野村 證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の 売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を 一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

# 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

# 第4 【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。
- 1 募集又は売出しの公表後における空売りについて
  - (1) 金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(\*1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(\*2)又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(\*3)の決済を行うことはできません。
  - (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家がその行った空売り(\*2)に係る有価証券の借入れ(\*3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。
    - \* 1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成27年12月8日から、発行価格及び売出価格を決定した ことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成27年12月14日から平成27年12月17日までの間のいずれか の日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。
    - \*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。
      - ・先物取引
      - ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
      - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
    - \*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。
- 2 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]http://www.sapporo-drug.co.jp/ir/irnews/)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

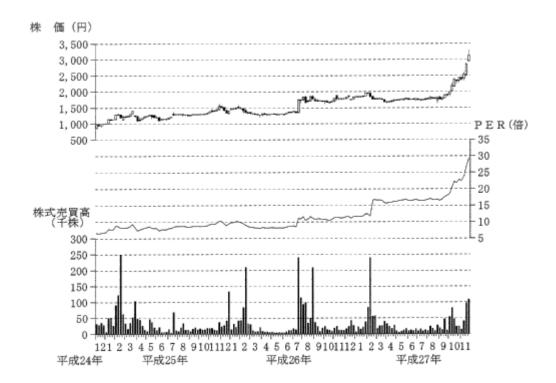
・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

## [株価情報等]

# 1 【株価、PER及び株式売買高の推移】

平成24年12月3日から平成25年7月12日までの株式会社大阪証券取引所( )及び平成25年7月16日から平成27年11月27日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、PER及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。

株式会社大阪証券取引所の現物市場は、平成25年7月16日付で、株式会社東京証券取引所の現物市場に統合されております。



- (注) 1 当社は、平成25年8月16日付で普通株式1株を3株とする株式分割を行っており、株価、PER及び株式売買高の推移(週単位)については、下記(注)2乃至4に記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。
  - 2 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。 なお、平成25年8月16日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を3で除して得た数値を株 価としております。
    - ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
    - ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
  - 3 PERの算出は、以下の算式によります。

# PER(倍) = 週末の終値 1株当たり当期純利益

- ・週末の終値については、平成25年8月16日付株式分割の権利落ち前は当該終値を3で除して得た数値を週末の終値としております。
- ・1株当たり当期純利益は、以下の数値を使用しております。

平成24年12月3日から平成25年2月15日については、平成24年2月期有価証券報告書の平成24年2月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を3で除して得た数値を使用。

平成25年2月16日から平成26年2月15日については、平成25年2月期有価証券報告書の平成25年2月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を3で除して得た数値を使用。

平成26年2月16日から平成27年2月15日については、平成26年2月期有価証券報告書の平成26年2月期の 連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成27年2月16日から平成27年11月27日については、平成27年2月期有価証券報告書の平成27年2月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

EDINET提出書類

株式会社サッポロドラッグストアー(E03419)

有価証券届出書(組込方式)

4 株式売買高については、平成25年8月16日付株式分割の権利落ち前は当該株式売買高に3を乗じて得た数値を株式売買高としております。

# 2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成27年6月7日から平成27年11月27日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

# 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

# 第三部 【追完情報】

## 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の 提出日以後本有価証券届出書提出日(平成27年12月7日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された 「事業等のリスク」について変更がありました。

以下の内容は当該「事業等のリスク」を抜粋して記載したものであり、変更箇所については\_\_\_\_\_\_罫で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日(平成27年12月7日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

## [事業等のリスク]

当社グループの経営成績、財政状態及び株価等に影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、<u>本有価証券届出書提出日(平成27年12月7日)</u>現在において当社グループが 判断したものであります。

#### (11) 有利子負債及び金利動向の影響について

当社グループは、出店に際しては設備投資資金の大部分を借入金によって調達しており、主な借入金の調達先は地方銀行、都市銀行などの大手金融機関であり、取引関係は安定しております。

総資産に対する<u>平成28年2月期第3四半期末における</u>有利子負債の比率は<u>36.3%</u>となっており、今後の金利動向によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第33期事業年度)における「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1)重要な設備の新設」については、本有価証券届出書提出日(平成27年12月7日)現在(ただし、既支払額については平成27年11月15日現在)以下のとおりとなっております。

会社名	所在地	セグメント	設備の	投資予	投資予定金額		着手及び完	了予定年月	増加予定 売場面積
事業所名	F/111111111111111111111111111111111111	の名称	内容	総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	死支払額 方法		完了	元场回復 (m²)
(提出会社) 中標津店	北海道 標津郡	小売事業	店舗	255	125	増資資金 及び借入 金	平成27年 10月	平成28年 4月	1,254
(提出会社) 函館白鳥店	北海道 函館市	小売事業	店舗	144	23	増資資金 及び借入 金	平成28年 3月	平成28年 8月	1,254
(提出会社) 旭ヶ丘店	札幌市 中央区	小売事業	店舗	196		増資資金 及び借入 金	平成28年 7月	平成28年 12月	1,254
(提出会社) 道南 4店舗	北海道 道南 地区	小売事業	店舗	524		増資資金 及び借入 金	平成28年 5月	平成28年 12月	3,729

有価証券届出書(組込方式)

会社名	所在地	セグメント	設備の	投資予定金額 資金調達 着手及び完了予定年月			増加予定 売場面積		
事業所名	別往地	の名称	内容	総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	方法	着手	完了	元塚山傾 (m²)
(提出会社) 道央 3店舗	北海道 道央 地区	小売事業	店舗	513	34	増資資金 及び借入 金	平成28年 2月	平成28年 11月	2,244
(提出会社) 道北 1店舗	北海道 道北 地区	小売事業	店舗	255		増資資金 及び借入 金	平成28年 2月	平成28年 7月	1,254
(提出会社) 未定 3店舗	未定	小売事業	店舗	122		増資資金 及び借入 金	平成28年 3月	平成28年 11月	396

- (注) 1.上記金額には、消費税等は含まれておりません。
  - 2.表中の道南1店舗及び未定3店舗の計4店舗は、インバウンド向け店舗であります。

# 3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第33期事業年度)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成27年12月7日)までの間において、以下のとおり臨時報告書を提出しております。

## (平成27年5月15日提出の臨時報告書)

# 1 提出理由

平成27年5月14日開催の当社第33回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

- (1) 当該株主総会が開催された年月日 平成27年5月14日
- (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

イ 配当財産の種類

金銭

- ロ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき 25円 総額 96,365,550円
- ハ 剰余金の配当が効力を生じる日 平成27年5月15日

その他の剰余金の処分に関する事項

- イ 減少する剰余金の項目及びその額 繰越利益剰余金 400,000,000円
- 口 増加する剰余金の項目及びその額別途積立金 400,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

当社の定款の一部を以下のとおり変更するものであります。

(下線部分は変更箇所)

変更案 現行定款 第1章 総 則 第1章 総 則 号) (商 号) (商 第1条 (条文省略) 第1条 (現行どおり) (目 的) (目 的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とす 当会社は、次の事業を営むことを目的とす 第2条 る。 る。 1.~ 16. (条文省略) 1.~ 16. (現行どおり) 17. プリペイドカードの発行及び取り扱い (新 設) 18. 電子マネー及びその電子的価値情報の発 (新 設) 行、販売及び管理 インターネット等の情報通信システムによ (新 設) る通信販売・販売促進サービス 17. (条文省略) 20. (現行どおり) 第3条~第18条 第3条~第18条 (条文省略) (現行どおり) 第4章 取締役及び取締役会 第4章 取締役及び取締役会 第19条~第23条 (条文省略) 第19条~第23条 (現行どおり) (代表取締役及び役付取締役) (代表取締役及び役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって、代表取締 第24条 (現行どおり) 役を選定する。 2 (現行どおり) 代表取締役のうち1名は取締役社長とし、 当会社の業務を執行する。 取締役会は、その決議によって、取締役の 取締役会は、その決議によって、取締役の 中から取締役副社長、専務取締役、常務取締役と答案を定めることができる。 中から取締役会長、取締役社長及びその他の 役付取締役を定めることができる。 第25条~第28条 (条文省略) 第25条~第28条 (現行どおり) (社外取締役の責任限定) (取締役の責任限定) 当会社は、会社法第426条第1項の規定によ 当会社は、会社法第426条第1項の規定によ 第29条 り、<u>社外</u>取締役(<u>社外</u>取締役であった者を含 り、任務を怠ったことによる取締役(取締役で あった者を含む。)の損害賠償責任を、法令が定める額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。 む。)の損害賠償責任を、法令が定める額を限 度として、取締役会の決議によって免除する ことができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定によ 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定によ り、取締役(業務執行取締役等である者を除 く。)との間に、任務を怠ったことによる損害 賠償責任を限定する契約を締結することがで り、社外取締役との間に損害賠償責任を限定 する契約を締結することができる。ただし、 当該契約に基づく責任の限度額は法令が定め きる。ただし、当該契約に基づく責任の限度 る額とする。 額は法令が定める額とする。 第5章 監査役及び監査役会 第5章 監査役及び監査役会 (条文省略) 第30条~第39条 第30条~第39条 (現行どおり) (社外監査役の責任限定) (監査役の責任限定) 第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定によ 当会社は、会社法第426条第1項の規定によ り、社外監査役(社外監査役であった者を含 り、任務を怠ったことによる監査役(監査役で む。)の損害賠償責任を、法令が定める額を限度として、取締役会の決議によって免除する あった者を含む。)の損害賠償責任を、法令が 定める額を限度として、取締役会の決議に ことができる。 よって免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定によ 当会社は、会社法第427条第1項の規定によ り、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結するこ り、社外監査役との間に損害賠償責任を限定 する契約を締結することができる。ただし、 当該契約に基づく責任の限度額は法令が定め とができる。ただし、当該契約に基づく責任 る額とする。 の限度額は法令が定める額とする。

## 第3号議案 取締役8名選任の件

(条文省略)

第41条~第47条

取締役として、富山睦浩、富山光惠、富山浩樹、高野徹朗、大和谷悟、高田裕、辻正一及び遠藤 良治の8氏を選任するものであります。

第41条~第47条

(現行どおり)

# 第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、田村輝志、岩井正尚及び山本明彦の3氏を選任するものであります。

# (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の紹 賛成割 (注)	合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	32,788	61	0	(注) 1	可決	98.35
第2号議案 定款一部変更の件	32,611	238	0	(注) 2	可決	97.82
第3号議案 取締役8名選任の件						
富山 睦浩	32,775	74	0		可決	98.31
富山 光惠	32,755	94	0		可決	98.25
富山 浩樹	32,756	93	0		可決	98.25
高野 徹朗	32,768	81	0	(注) 3	可決	98.29
大和谷 悟	32,778	71	0		可決	98.32
高田 裕	32,778	71	0		可決	98.32
辻 正一	32,564	285	0		可決	97.68
遠藤 良治	32,773	76	0		可決	98.30
第4号議案 監査役3名選任の件						
田村 輝志	32,765	84	0	(注) 3	可決	98.28
岩井 正尚	32,326	523	0	(Æ) 3	可決	96.96
山本 明彦	28,645	4,204	0		可決	85.92

- (注) 1. 可決要件は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
  - 2.可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権(38,539個)の3分の1以上を有する株主の出席と、出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
  - 3.可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権(38,539個)の3分の1以上を有する株主の出席と、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
  - 4. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。 本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に 対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合 であります。
  - (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分による賛成の議決権の数及び当日出席の株主のうち、各議案に関して賛成が確認できた議決権数の数を合計したことにより、すべての議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、各議案に関して賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

# 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第33期)	自至	平成26年 2 月16日 平成27年 2 月15日	平成27年 5 月14日 北海道財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第33期)	自至	平成26年 2 月16日 平成27年 2 月15日	平成27年12月7日 北海道財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第34期第3四半期)	自至	平成27年 8 月16日 平成27年11月15日	平成27年12月2日 北海道財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

# 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年 5 月14日

株式会社サッポロドラッグストアー 取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	板	垣	博	靖	印	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池	内	基	明	ED	

#### <財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サッポロドラッグストアーの平成26年2月16日から平成27年2月15日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サッポロドラッグストアー及び連結子会社の平成27年2月15日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社サッポロドラッグストアーの平成27年2月15日現在の内部統制報告書について監査を行った。

## 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社サッポロドラッグストアーが平成27年2月15日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

株式会社サッポロドラッグストアー 取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	板	垣	博	靖	ED	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池	内	基	明	ED	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サッポロドラッグストアーの平成26年2月16日から平成27年2月15日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

# 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サッポロドラッグストアーの平成27年2月15日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年12月2日

株式会社サッポロドラッグストアー 取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 板 垣 博 靖 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池 内 基 明 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サッポロドラッグストアーの平成27年2月16日から平成28年2月15日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成27年8月16日から平成27年11月15日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年2月16日から平成27年11月15日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

# 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サッポロドラッグストアー及び連結子会社の平成27年11月15日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。